

大阪府都市整備部測量・建設コンサルタント等  
条件付一般競争入札（実績評価型）実施要綱

（趣旨）

第1条 本要綱は、大阪府都市整備部が発注する測量・建設コンサルタント等の業務委託契約において、大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱（平成20年8月4日実施。以下「府要綱」という。）第2条ただし書に定める高度な技術を必要とするなど、大阪府電子調達システム（以下「システム」という。）では対応が困難な業務に関し、受注実績及び業務成績等を条件とする一般競争入札（以下「条件付一般競争入札（実績評価型）」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 本要綱の対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、随意契約になじまず、入札・契約手続きを府要綱に基づく条件付一般競争入札とした場合、業務の目的が達せられないと認められる次の各号に定める業務とする。ただし、都市整備部長が特に指定するのはこの限りでない。

- 一 高度な技術を必要とする案件
- 二 早期に成果を必要とする業務
- 三 業務期間が短くシステムによる競争手続期間が非効率となる業務

（入札参加資格）

第3条 入札参加資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格登録名簿に登録されていること。
- 二 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定がなされた場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 三 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定がなされた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- 四 条件付一般競争入札（実績評価型）の公告の日（以下「公告の日」という。）から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

- イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
  - ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
- 2 発注機関の長は、前項のほか業務の内容等に応じて、次の各号に定める事項に係る入札参加資格を定めるものとする。
- 一 大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加申請の際に届け出た大阪府と契約する営業所の所在地
  - 二 過去の実績及び業務成績
  - 三 その他必要と認める事項
- 3 発注機関の長は、入札参加資格を定める際には、大阪府都市整備部入札参加資格等審査部会取扱要領（平成 23 年 4 月 1 日実施）に基づく大阪府都市整備部入札参加資格等審査部会（以下「審査部会」という。）の審議を経て承認を得なければならない。ただし、予定価格が 2 千万円以上の対象業務について入札参加資格を定める際には、大阪府都市整備部入札参加資格等審査会設置要綱（平成 23 年 4 月 1 日実施）に基づく大阪府都市整備部入札参加資格等審査会（以下「審査会」）の審議を経て承認を得なければならない。

（公告）

- 第 4 条 発注機関の長は、条件付一般競争入札（実績評価型）を行う場合は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 55 条第 1 項に規定する事項を公告するものとする。
- 2 前項による公告は、大阪府ホームページに入札公告を掲載する方法により行う。
- 3 前項の入札公告は、入札公告標準例（別紙 1）により作成するものとする。

（予定価格及び最低制限価格公表）

- 第 5 条 予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で公表する。なお、公表の日は、原則として公告の日とし、入札公告及びシステムにより公表するものとする。公告の日に公表しないものについては、システムにより公表するものとする。

（入札参加対象業者への通知）

- 第 6 条 発注機関の長は、第 4 条の入札公告を行った場合は、大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格登録業者のうち、当該業務の入札に参加することができる対象となる業者に対して、当該業務の入札公告を行った旨の通知を行うものとする。
- 2 前項の通知は、原則として、通知文標準例（別紙 2）により作成した通知文を送付することにより行うものとする。

（入札説明書等の交付）

- 第 7 条 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）への入札説明書の交付は、共通入札説明書（別紙 3）並びに契約書案及び大阪府都市整備部条件付一般競争入札心得（実績評価型）（以下「入札心得」という。）等を入札参加希望者が大阪府ホームページよりダウンロードすることにより行うものとする。

（入札参加申込書等の提出）

第8条 発注機関の長は、入札参加希望者に対して、入札公告に定める期限までに入札参加申込書（別紙4）を提出させなければならない。

2 前項の入札参加申込書の提出期間は、第4条の公告を行った日から起算して2日間とする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに発注機関の長が特に指定した日は除くものとする。なお、特に必要がある場合は、発注機関の長は、業務の内容等に応じて提出期間を変更できるものとする。

3 第1項の規定により提出した書類の返却は行わない。

（参加資格確認書の交付）

第9条 前条第1項に基づき、入札参加申込書の提出があった場合は、発注機関の長は、速やかに審査を行い、入札参加資格の確認ができた入札参加希望者に対して、入札参加資格が有ることを記載した入札参加資格確認書（別紙5）を交付するものとする。

2 前項の審査により、入札参加資格の確認ができなかった入札参加希望者に対しては、入札参加資格が無いことを記載した同確認書（別紙5）を交付し、理由書（別紙6）を添付するとともに、発注機関の長に対して所定の期間内に入札参加資格がないと認めた理由についての説明（以下「理由説明」という。）を求めることができる旨、理由書に記載しなければならない。

3 第1項に掲げる審査は、審査部会の審査をもって審査会の審査とし、必要な事務を審査部会に委任する。

（無資格者に対する理由説明）

第10条 前条第2項による理由説明を求めることができる期間は、入札参加資格確認書の交付を受けた日の翌日から起算して3日間（休日を除く。）とする。

2 入札参加資格が無いことを記載した入札参加資格確認書の交付を受けた者（以下「無資格者」という。）が理由説明を求める場合は、発注機関の長に対して、書面を持参させることにより行わせるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

3 発注機関の長は、前項により理由説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日以内に、理由説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。

4 発注機関の長は、理由説明を求めた者が入札参加資格を有すると認めたときは、入札参加資格が有ることを記載した入札参加資格確認書を交付するものとする。

5 前項の規定により入札参加資格確認書を交付した場合において、同確認書の交付した日の翌日から入札日の前日までの期間（休日を除く。）が4日に満たないときは、入札日を延期するものとする。この場合、入札日を延期する旨の掲示を発注機関において行うとともに、入札参加資格が有ることを記載した入札参加資格確認書を交付した者（以下「有資格者」という。）に対して、通知するものとする。

（設計図書等の交付）

第11条 発注機関の長は、有資格者に対して、設計書、補足説明書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を電子媒体により交付するものとする。

2 前項の電子媒体による交付の方法は、入札説明書において明らかにする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第12条 設計図書等に対する質問は、設計図書等に対する質問書(以下「質問書」という。)

(別紙7)により行わせるものとする。

- 2 質問書の提出期間は、第8条第2項に規定する入札参加申込書の提出期間の最終日の翌日から起算して2日間(休日を除く。)とする。ただし、発注機関の長が必要と認めるときは、提出期間を延長できるものとする。
- 3 質問書は、発注機関へ持参させるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 4 前項により質問書の提出があった場合、発注機関の長は、速やかに当該質問に対する回答書を作成し、回答書を電子メール等により、有資格者全員に入札執行の日の前日(休日を除く。)の午前中までに周知するものとする。

(入札保証金等)

第13条 入札保証金は、大阪府財務規則第61条の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは違約金として入札価格の100分の110に相当する金額(以下「契約希望金額」という。)の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わせるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- 一 大阪府入札参加停止要綱 別表13(経営不振)の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- 二 大阪府入札参加停止要綱 別表6(安全管理措置)(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- 三 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- 四 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

(入札執行)

第14条 入札は、原則として、第8条第2項に規定する入札参加申込書の提出期間の最終日の翌日から起算して、5日を経過した日(休日を除く。)に執行するものとする。

- 2 入札書に記載する入札価格は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- 3 入札書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- 4 入札書の提出後は、入札書の書換え、引換え又は撤回を認めない。
- 5 有資格者であっても、入札時点において入札参加資格を有しない者は入札に参加できないものとする。
- 6 入札の回数は、原則として1回とする。
- 7 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者又はその代理人(以下「入札参加者」という。)を立ち合わせて行うものとする。

(委託費内訳書の取扱い)

第15条 入札の執行に当たっては、入札参加者から、当該入札価格の根拠となる委託費内訳書を提出させるものとする。なお、委託費内訳書総括表については、設計図書等の交付の

際に、有資格者に交付するものとする。

- 2 委託費内訳書は入札後、変更等ができないものとする。
- 3 入札執行者は、委託費内訳書が第1項の規定により提出されていることを確認の上、開札するものとする。
- 4 入札参加者は、委託費内訳書の提出に当たり、委託費内訳書及び委託費内訳書総括表を検算及び確認の上、委託費内訳書総括表に検算者の記名及び押印を行うものとする。
- 5 委託費内訳書を提出しない者は、入札に参加できないものとする。
- 6 委託費内訳書総括表に記載された委託価格と異なる価格を記載した入札書は、無効とする。
- 7 入札終了後、委託費内訳書は原則として返却するものとする。

(入札の辞退等)

第16条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができるものとする。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
  - 一 入札の執行前であつては、入札辞退届を発注機関の長あてに提出すること。
  - 二 入札の執行中であつては、入札辞退の旨を記載した入札書を投入すること。
- 3 入札を辞退した者に対しては、これを理由として不利益な取扱いをすることはないものとする。

(入札執行の取扱い)

第17条 入札執行の取扱いについては、この要綱に定めるほか、入札心得に定めるところによるものとする。

(入札の保留、延期又は取止め)

第18条 入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札を執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取止めをすることができるものとする。

- 一 天災地変等により交通途絶等の事由が発生したとき。
  - 二 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
  - 三 第10条第5項により入札日を延期することとしたとき。
  - 四 その他やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。
- 2 入札心得違反のある場合は、入札の執行自体を無効とすることがある。なお、この取扱いについては入札説明書に明記するものとする。

(調査の実施)

第19条 前条第1項第二号の規定により、入札を保留等したときは、必要に応じて調査を行うものとする。

- 2 前項の調査を実施する場合、入札参加者は調査に協力しなければならない旨、入札説明書等に明記するものとする。

(落札方式)

第 20 条 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に規定する最低制限価格制度は、本要綱の対象業務に適用するものとする。

(落札者の決定)

第 21 条 発注機関の長は、第 14 条第 7 項に規定する開札の後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。なお、この取扱いについては入札説明書に明記するものとする。

(入札書の無効)

第 22 条 入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに本要綱、入札心得及び入札公告等に示す条件等に違反した者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

(契約保証金)

第 23 条 落札者には、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- 一 大阪府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
  - 二 大阪府が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する、金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、契約保証金は免除する。
- 一 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。
  - 二 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。

(入札結果の公表)

第 24 条 入札結果は、システムにより公表する。

(契約の締結等)

第 25 条 契約書及び契約に必要な書類は、特別の事情がある場合を除き、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内（休日を除く。）に提出させるものとする。

- 2 前項の期間内に契約書等が提出されない場合は、落札者としての権利を失うことがある旨、入札公告等に明記するものとする。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、第 3 条第 1 項第四号アからウのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができる。
- 4 前 2 項の規定により契約を締結しないときは、第 13 条第 2 項に定める違約金を徴収する。

(実施上の留意事項)

第 26 条 入札に参加するための費用は、入札参加申込書等の提出者の負担とする。

- 2 入札参加申込書等に虚偽の記載をした者に対しては、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある旨、入札説明書に明記するものとする。

(その他)

第 27 条 本要綱に定めがない事項は、入札心得に定めるところによるものとする。

附 則

本要綱は、平成 20 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和元年 8 月 26 日から施行する。